

年末調整 提出書類のご案内（令和 7 年分）

平素よりご協力いただき誠にありがとうございます。

令和 7 年分からは、扶養親族のうち「**特定親族特別控除**」が創設されました。

特定親族とはその年（今年は令和 7 年）12 月 31 日現在で 19 歳以上 23 歳未満に該当する方で、所得が 58 万円超 123 万円以下（給与収入の場合 123 万円超 188 万円以下）に該当する方となります。

該当する扶養親族がおられる場合には、その特定親族の源泉徴収票などの添付をお願いします。

（源泉徴収票などの添付がなければ、所得が不明なため計算出来ません）

所得が 58 万円以下（給与収入の場合には 123 万円以下）の場合には今までの特定扶養親族の控除がありますので、扶養控除申告書へ記載をお願いします）

年末調整にあたり、下記の書類をご準備いただきますようお願いいたします。

提出書類チェックリスト

必ずご提出いただく書類

- 扶養控除等申告書（必須）
- 保険料控除申告書（ある人は必須）
 - ・ 生命保険料控除証明書
 - ・ 地震保険料控除証明書
 - ・ 社会保険料控除証明書（国民年金・国民健康保険料、小規模企業共済掛金など）
- 基礎控除申告書兼給与と所得者の配偶者控除等申告書兼給与と所得者の特定親族特別控除申告書兼所得金額調整控除申告書（必須）

該当する方のみ

- 住宅ローン控除（2 年目以降）
 - ・ 年末残高証明書
 - ・ 税務署から送付される「計算明細書」
- 所得が 58 万円超 133 万円未満の配偶者がいる方（給与の場合 123 万円以上 201.6 万円未満です）
 - ・ 配偶者の所得を確認できる資料（源泉徴収票など）
- 特定親族特別控除を受ける方
 - ・ 特定親族の所得を確認できる資料（源泉徴収票など）
- 障害者控除を受ける方
 - ・ 扶養控除等申告書の該当欄にチェックを忘れずにお願いします。
 - ・ 障害者手帳などの証明書がある場合はコピーを添付していただくと助かります。
- 年の中途に入社された方は前職分の源泉徴収票が無ければ年末調整は出来ません（もし前職が無い場合には、前職が無い旨をお知らせください。）
- 本人の収入金額が 150 万円以下の学生(年齢は関係ありません)の場合には、学生であることを証明する書類(学生証等) →あくまで本人になりますので、子供等が学生で 150 万円以下の場合には不要です

ご注意

- ・ 控除証明書は原本をご提出ください（保険会社・金融機関から 10～11 月頃に届きます）。
- ・ 特定親族に関する申告は今年度の税制改正により創設されましたので、必ず記載漏れのないようご確認ください。
- ・ 書類が揃わない場合は、年末調整で控除できず、確定申告が必要になることがあります。
- ・ ふるさと納税や医療費控除は年末調整では出来ませんので、対象者は各自で確定申告をお願いします。
- ・ **マイナンバーを申告書に記載しないでください。今年初めて年末調整を受ける方のみマイナンバーが記載されてる書類を添付してください。**